

令和８年度第２回介護保険事業運営委員会意見聴取票（第９期事業計画の成果と課題について）まとめ

No.	意見対象区分①	意見対象区分②	意見内容（要約）	広域連合対応方針
1	2-2 在宅医療・介護連携の推進	事業名	「５ 地域住民への普及啓発」を行う具体的な事業をイメージがしづらい。在宅医療や介護の情報やＡＣＰ等についての普及啓発と推察するが、地域住民に普及啓発した内容が明確にあるのであれば追記できると理解しやすいのではないか。	普及啓発の具体的内容については、今後、計画の各事業の概要を示す箇所において、御意見を踏まえて記載してまいります。
2	2-3 認知症施策の推進	事業名	事業番号１～７の事業設定について、認知症対策推進のための効果的な事業が設定されていると感じたが、事業の順番や推進度など設定がされているのかを知りたい。「５ グループホーム入所者の負担軽減」など一部の低所得者への経済的支援であるが、「６ 認知症サポーターの養成」や「７ チームオレンジの活動促進」など市民向けの事業が下位になっていることに違和感を覚えた。	この事業番号は、介護保険特別会計歳出予算における事業番号順を念頭に置いたものです。したがって、事業番号の大小によって推進度合いが変わることはありません。
3	3-1 介護サービス提供体制の確保	②第９期事業計画における「課題」	「特別養護老人ホームの入所ニーズが高い…（略）」を挙げているが、第１回委員会意見聴取のまとめ８・９の意見に加え、入所待機者の全国的な数値と比較すると、東三河広域連合の待機者割合（Ｒ７ 愛知県４.４％、東三河２.５４％）はかなり低く待機期間も短い。更に、介護職員不足で入所者を制限せざるを得ない状況がある中で入所施設の拡充は、介護人材の不足（取り合い）を拡大させる可能性もあると考える。入所施設の拡充は介護保険料にも関わるため、慎重に検討する必要があると思われる。	第９期事業計画期間（令和６年度～令和９年度）では計画に基づいて施設等整備を行っているところですが、一方で人員不足を理由として廃止した事業所もあることから、介護人材不足も考慮した施設等整備を検討してまいります。
4	2-1 在宅生活継続支援の推進	③第１０期事業計画の展開について	事業番号６の家族介護者のレスパイト（休息）支援ですが、介護者が精神疾患、要支援者、疾患を抱える人、知的障害者のケースが増えており、重層化支援についても入れたらどうか。	前提として、東三河広域連合は普通地方公共団体とは異なり、実施事業が介護保険分野に限られております。構成市町村のうち、５市では重層的な支援を実施しており、高齢者分野に限り東三河広域連合が担当しているところです。これを踏まえ、計画において、どのように言及していけるのか今後検討してまいります。
5	2-3 認知症施策の推進	③第１０期事業計画の展開について	事業番号４の成人後見制度の利用に向けた支援のみではなく、独居や身寄りのない方、認知症の方に向けた権利擁護への支援を考えてほしい。	高齢者の権利擁護は、地域包括支援センターの大きな役割の一つであることから、令和８年１月の会議でお示した第１回中間報告（７ページ）においても、その旨を記載しているところです。なお、高齢者の見守り等については、基本施策２-１「在宅生活継続支援の推進」の概要を示す箇所において、今後、御意見を踏まえて記載してまいります。
6	3-1 介護サービス提供体制の確保	③第１０期事業計画の展開について	北部圏域における介護サービス提供体制の維持・確保に向けては、人材確保だけでなく、小規模事業所の持続可能な経営を支える視点も重要と考える。（例えば、広域的な共同事務センターの配置や、配置義務のある専門職の共同配置、管理者業務支援など、事業所の経営負担を軽減するような広域的な支援についても、今後の施策として検討するのはどうか）	中山間・人口減少地域では、介護サービス基盤の維持のために、人員基準や介護報酬の支払を柔軟化する仕組みである特定地域サービス等の導入を検討していくこととしております。介護施設・事業所の協働化・大規模化については、国がガイドラインや事例集等を作成・公表しているところです。貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。

令和８年度第２回介護保険事業運営委員会意見聴取票（第９期事業計画の成果と課題について）まとめ

No.	意見対象区分①	意見対象区分②	意見内容（要約）	広域連合対応方針
7	—	—	成果とは事業に取り組み、その結果として得られた、価値ある結果を記載するものだと思うが、内容を見ると「行った・増加した・実施した・寄与した・促した・・・」等の記載から、成果は見受けられない。	広く定性的なものも含めて、成果欄に示しております。貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
8	—	—	同じく成果に対し記載の対応は何処の市町村で実施し成果が出ているのかが分かりづらい。市町村名掲載してはどうか？各町村の取組も掲載する事で理解しやすいのではないか。	介護保険の運営者は東三河広域連合であることから、このような表記となっております。貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
9	—	—	意見聴取票で提示された形式に沿った意見ではないので、この形式で述べさせていただきます。提案者側（担当課）としては、他の委員の意見（意見聴取票の意見）とは異なるので、まとめにくく申し訳ありません。 今回の意見聴取票の解答欄が、提案資料の細分化された部分で示されているので、視点がどうしても細かい中身に向いてしまいそうです。まずは、「第9期事業計画の「成果・課題」等について（広域連合まとめ）」の提案型式がこれでよいのかという大所高所の視点でとらえた意見を述べさせていただきます。 逆に言うと、細かい視点については、よく理解できませんでした。 より分かりやすい提案者側の提案型式を期待します（本提案は、だれに対してされるのでしょうか？という疑問から始まっています。	論点等を明確にし、より分かりやすい提案ができるよう努めてまいります。
10	—	—	・ 資料1-3で構成された文章は、どこに根拠がある文章なのか。 ・ 例えば、 ①「1-1」「成果」の語尾「充実を図った」「支援を行った」「高齢者が増加した」「取り組み目標には達成していない」「予防活動へつなげた」は、数値データがあるのか。 ②企画実行は分かるが、実行後の受け手側の意見アンケートに基づいたまとめはないのか。「実行した」だけでよいのか。 ③「1-1」「課題」これらは、だれかの感想なのか。 ④「1-1」「展開」具体的に何を行い、達成数値目標はあるのか。 ・ 資料1-3のその後のページについても同様だが、事業に関わる方（実行側と受け手側）へのアンケートなどに基づき、数値化されたデータ（グラフ化されたもの）はないのでしょうか。さもなければ、提案者側の作文と思われても仕方がない。 ・ 実施事業の数値目標があり、その何％達成されたか明示してほしい。文字だけの「成果」「課題」「次期の展開」では、説得力に欠けるし、読む方にもかなりの負担を強いる。	成果欄は、定量的又は定性的な成果等を基に、東三河広域連合が取りまとめたものです。 課題欄は、実態調査（令和7年8月実施）、介護保険事業運営委員会、市町村ヒアリング等で明らかになったものを東三河広域連合が取りまとめたものです。 展開欄は、成果や課題を踏まえ、東三河広域連合が取り組んでいくべきものをまとめたものです。 紙幅の都合上、今回の資料では各種データやグラフは掲載しておりませんが、計画書ではこれらを示しながら説明する形式となります。 各種指標や数値目標等については、現在検討中ですので、次回の会議にてお示しいたします。

令和８年度第２回介護保険事業運営委員会意見聴取票（第９期事業計画の成果と課題について）まとめ

No.	意見対象区分①	意見対象区分②	意見内容（要約）	広域連合対応方針
11	—	—	【会の運営（書面開催）について】 これだけ細かい文字だけで構成された提案を文字だけで理解しろというのは、大変酷なことです。人が集い説明を加えてこそ理解が進むように思う。討議が必要に思う。 【全体を通して】 読み手に分かってもらうことと、企画実行後の成果が目に見えるものであってほしい。	特に書面開催の実施に当たっては、論点等を明確にし、より分かりやすい提案ができるよう努めてまいります。 各種指標や数値目標等については、現在検討中ですので、次回の会議にてお示しいたします。
12	2-1 在宅生活継続支援の推進	②第９期事業計画における「課題」	独居や高齢ご夫婦の世帯で、認知症などにより介護保険サービスなどの支援を拒否されることがある。 介護保険認定がされていてもサービスの利用を拒否された場合はケアマネジャーの定期的な訪問は行われず、状態が変化したときに気づくことができず、症状が重症化してからの対応になることがあった。 超高齢者については、介護保険利用がなくても定期的にモニタリングができる仕組みが必要と考える。	介護サービスを拒否される方への対応については、近隣住民による声掛け・見守り、地域包括支援センター職員やボランティアによる訪問、配食サービスを活用した安否確認、民生委員の支援などが考えられます。現在は、本人の意思を尊重しつつ、個々のケースに応じ、構成市町村が実情に合わせて対応しているところであり、事例共有が必要であると考えております。貴重な御意見として今後の参考とさせていただきます。
13	3-2 介護人材の確保と定着の支援	②第９期事業計画における「課題」	９期の課題の中にある「外国人材受入れに関する支援」が10期の展開や事業の中に入っていないが、何らかの意図があるか。現在介護業界で外国人材の活用は必要不可欠になっている。法律は変更予定だが特定技能や就労介護など留資格によって更新手続きはもとより、管理団体への経費や研修費もかかるなど支援がないと受入れが困難な事業所も多いのではないかとされる。また、生活への支援も必要であるため支援策が必要と考える。	「外国人材受入れに関する支援」については、今年度、介護事業所の管理者を対象とした研修等を行ったところです。支援は引き続き必要であると考えております。計画において、どのように言及していけるのか今後検討してまいります。
14	3-1 介護サービス提供体制の確保	事業名	最近の広域型の特別養護老人ホームの稼働率について、南部圏域でも待機者がいなく、定員割れしている施設が多いと聞く。そのあたりを鑑みると「整備」と掲載するより「整備の検討」の方が良いのではないかと。	No. 3 と同じ